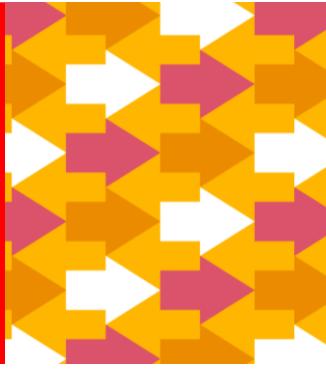


PwC Tax Insight (No.03/2020)

タイ国内閣で承認された様々な税務措置

Issued Date: 5 February 2020



世界的な景気減速が個人納税者に与える影響を軽減し、タイ国内の旅行と投資を促進するため、タイ国政府は様々な税務措置を承認しました。

本法の内容は以下をご参照ください。

.....
タイ国政府は、世界的な景気減速の影響を軽減し、タイ国内の旅行および投資を促進するため、様々な税務措置を承認しました。
.....



個人所得税申告書の申告・納付期限の延長

2020年2月4日の閣議において、個人所得税申告書(PND91/90フォーム)の申告期限およびその納付期限をオンラインおよび紙面両方の申告について、当初期限の2020年3月末から2020年6月末まで3ヶ月間延長する事が承認されました。

PwC見解

海外駐在員のために個人所得税を納付・負担する企業は、当初の期限である3月末までに申告および納税を行うか、または、2020年の6月まで期限延長するかを検討されると思います。この決定に際して、例えば、以下の様な点を検討する必要があると考えられます。

- (i) タイの個人所得税申告書が駐在員の労働許可書の延長のために必要となるか
- (ii) 駐在員の母国の所得税申告で外国税額控除を適用するためにタイの個人所得税申告書が必要となるか
- (iii) タイ企業が個人所得税を帳簿に未払計上する必要があるか
- (iv) 会社のキャッシュフローの状況

宿泊および旅行費用に対する100%の追加費用控除

タイ国政府は、2020年1月1日から2020年12月31日までの間に支払われる以下の費用の100%の追加費用控除を認めました。

- 従業員に対して行われる国内のセミナーやトレーニングに関連するセミナールームの利用、宿泊、交通およびその他費用
- 従業員が国内のセミナーおよびトレーニングに参加するために支払い、タイの法律に基づき行われるツアービジネスにかかる費用

本追加費用控除は、2020年1月1日から2020年12月31日の間に支払われる金額が対象となります。

ホテル事業者の資産の改築および改良に対する50%の追加費用控除

タイ国政府は、タイの法律に基づきホテル事業を行う企業が2020年1月1日から2020年12月31日までの間に支出する自社資産の改築、拡張および改良に要する費用に対する50%の追加費用控除を認めました。なお、資産を現状回復するための修繕は、恩典の対象なりません。

本追加費用控除は2020年1月1日から2020年12月31日までの間に支払われる金額が対象となります。

対象となる資産は、タイの法律に基づきホテル事業を行う上で使用される建物および建物に恒久的に付属する建物付属設備を含みます。改築や改良を行った資産は、2020年12月31日までに使用可能な状態でなければなりません。

新規機械設備投資に対する150%の追加費用控除

2020年1月28日の閣議において、2020年1月1日から2020年12月31日までの間に新規機械設備に投資を行う企業に対し、150%の追加費用控除を承認しました。ただし、リース事業を行う法人およびリースを目的とした機械設備投資を行う法人は本税務恩典の対象なりません。

本追加費用控除は、2020年1月1日から2020年12月31日までの間に支払われる金額が対象となります。また、本追加費用控除は、5会計期間にわたって定額で行われる必要があります。

上記のすべての法案は、通常の立法過程に従い、今後法律化される予定です。法律が施行されましたら、改めてお知らせ致します。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Jiraporn Chongkamanont
Natchanond Charoenmechaikul

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

名賀石 樹
(0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014)
tatsuki.nakaishi@pwc.com

松下駿太郎
(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)
matsushita.shuntaro@pwc.com

森岡 青紀
(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)
aoki.morioka@pwc.com

玉木 寿典
(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)
tamaki.toshinori@pwc.com

小島 大佑
(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)
daisuke.k.kojima@pwc.com

川又 麻美
(0 2844 1321)
asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。